

(様式第六)

施設訓練等支援費明細書

平成 年 月 日

施設受給者証番号		事業者番号	
支給決定障害者氏名		事業者及びその事業所の名称	
障害程度区分		地域区分	

入所年月日	退所年月日	入所日数
入所回数	入所日数	

サード内容	算定単位数	算定日数	当月算定額	摘要
人				
人				
当月費用の総合計				
		①		

利用者負担額単価	算定日数	利用者負担額	摘要
本人分			
扶養義務者分			
当月利用者負担額合計			
		②	

当月施設訓練等支援費請求額①-②

円

○経済産業省令第二十四号
 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律
 (平成十三年法律第六十号)の一部の施行に伴い、
 及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に
 関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第五
 十二条の規定に基づき、新エネルギー・産業技術
 総合開発機構の財務及び会計に関する省令の一部
 を改正する省令を次のように制定する。
 平成十五年三月二十四日
 経済産業大臣 平沼 赳夫

省令

新エネルギー・産業技術総合開発機構の財務及
 び会計に関する省令(昭和五十五年通商産業省令
 第三十四号)の一部を次のように改正する。
 第一条中「及び石炭鉱業の構造調整の完了等に
 伴う関係法律の整備等に関する法律」を、「石炭
 鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等
 に関する法律」に改め、「旧賠償法」といふ)の
 下に「並びに基盤技術研究円滑化法の一部を改正
 する法律(平成十三年法律第六十号。以下「基盤
 法改正法」といふ)を加える。
 第三条第一項中「第四十七条の六」を「第十一
 条」に改め、第五条に規定する業務に係る「経理」
 の下に「基盤法改正法附則第十三条において読
 み替えて準用する基盤法改正法附則第六条及び基
 盤法改正法附則第十四条に規定する業務に係る「経
 理」を加える。
 第三条第三項中「基盤法第四十七条の六に規定
 する業務に係る「経理」を「基盤法第十一条に規定
 する業務に係る「経理」、基盤法改正法附則第十三
 条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第
 六条及び基盤法改正法附則第十四条に規定する業
 務に係る「経理」に改める。
 第十二条第一項第十四号中「第四十七条の六第
 一号」を「第十一条第一号」に改め、同条第十五
 号中「第四十七条の六第二号」を「第十一条第一
 号」に改め、同条第十六号中「第四十七条の六第
 三号」を「第十一条第三号」に改め、同条第十七
 号中「第四十七条の六第四号」を「第十一条第四
 号」に改め、同条第三十八号を第三十九号とし、
 第三十六号から第三十八号までを一号ずつ繰り下
 げ、第三十五号の次に次の一号を加える。
 三十六 基盤法改正法附則第十四条第二項に規
 定する資金の貸付けに関する事項

第二十五条第二項中「基盤法第四十七条の九」
 を「基盤法第十四条」に改め、「強化法第十九条」
 の下に「基盤法改正法附則第十五条」を加える。

附則

この省令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改
 正する法律の一部の施行の日(平成十五年四月一
 日)から施行する。
 ○経済産業省令第二十五号
 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律
 (平成十三年法律第六十号)の一部の施行に伴い、
 及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に
 関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)第四
 十一条第二項の規定に基づき、石油代替エネル
 ギーの開発及び導入の促進に関する法律施行規則
 の一部を改正する省令を次のように制定する。
 平成十五年三月二十四日
 経済産業大臣 平沼 赳夫

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に關
 する法律施行規則(昭和五十五年通商産業省令第
 三十五号)の一部を次のように改正する。
 第一条第十五号中「第四十七条の六第一号」を
 「第十一条第一号」に改め、同条第十六号中「第
 四十七条の六第二号」を「第十一条第二号」に改
 め、同条第十七号中「第四十七条の六第三号」を
 「第十一条第三号」に改め、同条第十八号中「第
 四十七条の六第四号」を「第十一条第四号」に改
 め、同条第二十九号を第三十二号とし、第十九
 号から第二十九号までを三号ずつ繰り下げ、第十
 八号の次に次の三号を加える。
 十九 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する
 法律(平成十三年法律第六十号。以下「基盤
 法改正法」といふ)附則第十三条において読
 み替えて準用する基盤法改正法附則第六条に
 規定する基盤法改正法附則第二条第一項の規
 定により承継した株式の処分に関する事項
 二十 基盤法改正法附則第十四条第一項に規定
 する基盤法改正法第一条の規定による改正前
 の基盤法第三十一条第一項第一号及び基盤法
 改正法第二条の規定による改正前の基盤法第
 三十一条第一号の規定により貸し付けられた
 資金に係る債権の管理及び回収に関する事項
 二十一 基盤法改正法附則第十四条第二項に規
 定する資金の貸付けに関する事項

附則

この省令は、基盤技術研究円滑化法の一部を改
 正する法律の一部の施行の日(平成十五年四月一
 日)から施行する。